

埼玉県産業技術総合センター職員安全衛生管理要綱

平成 21 年 5 月 27 日 総長決裁
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日
センター長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下、「安衛法」という。）及びその他の労働安全衛生関係法令等（以下、「関係法令等」という。）の規定に則し、埼玉県産業技術総合センター（以下、「センター」という。）の職員の保健及び安全保持に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「部局」とは、企画・総務室、材料技術・事業化支援室、生産技術・事業化支援室及び北部研究所をいう。

2 この要綱において、「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

(センター長等の責務)

第 3 条 センター長は、センターにおける安全衛生管理体制を組織し、総括責任者として、安衛法及び関係法令等並びにこの要綱に定める公務災害防止のための基準を守るとともに、快適な職場環境の実現と勤務条件の改善を通じて、職場における職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 部局長は、センター長の命を受け、所属職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、公務災害を防止するために必要な事項を守るほか、センター長、部局長等が実施する公務災害防止に関する措置に従わなければならない。

(センター総括安全衛生管理者)

第 4 条 センター長は、安衛法第 10 条の趣旨を踏まえ、センターの安全衛生管理の徹底を図るため、職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理する埼玉県産業技術総合センター総括安全衛生管理者（以下、「センター総括安全衛生管理者」という。）を置くものとする。

2 センター総括安全衛生管理者は、副センター長の職にある者をもって充てる。

(衛生管理者及び安全衛生推進者)

第 5 条 センター長は、衛生管理者（資格を有する常勤職員がいない場合は、「衛生推進者」を置き、以下読み替える。）及び安全衛生推進者を置くものとする。

2 衛生管理者の所管部局は、企画・総務室、材料技術・事業化支援室、生産技術・事業化支援室とし、安全衛生推進者の所管部局は、北部研究所とする。

3 衛生管理者は、安衛法第 10 条に定める資格を有する部局の常勤職員から選任するものとする。

4 衛生管理者及び安全衛生推進者の人数は、それぞれ 1 名とする。

(センター総括安全衛生管理者等の責務)

第6条 センター総括安全衛生管理者は、衛生管理者及び安全衛生推進者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 四 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 五 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
 - 六 安衛法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。
- 2 衛生管理者は、センター総括安全衛生管理者の指揮の下、所管部局における衛生に関する事項を管理する。
- 3 安全衛生推進者は、センター総括安全衛生管理者の指揮の下、所管部局における安全及び衛生に関する事項を管理する。

(衛生管理に係る定期巡視)

第7条 衛生管理者又は安全衛生推進者は、所管部局の衛生管理に関し、少なくとも毎週一回職場を巡視し、設備・職務の方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(安全管理に係る定期巡視)

第8条 衛生管理者又は安全衛生推進者は、所管部局の安全管理に関し、少なくとも毎月一回職場を巡視し、設備、作業方法等に危険の恐れがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生委員会)

第9条 センターに、安全衛生委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、職場の安全・衛生に関する次の事項を総合的に調査審議し、センター長に意見を具申する。
- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
 - 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
 - 三 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること
 - 四 安全・衛生に関する規程の作成に関すること
 - 五 安全衛生教育の実施計画に関すること
 - 六 作業環境の測定の実施及びその結果に対する対策の樹立に関すること
 - 七 定期・臨時の健康診断、医師の診断・診察又は処置の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
 - 八 職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること
 - 九 厚生労働大臣等からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険及び健康障害の防止に関すること
 - 十 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

- 十一 長時間にわたる勤務による職員の健康障害の防止の樹立に関する事。
 - 十二 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。
 - 十三 その他安全衛生に必要と認められる重要な事項
- 3 委員会が必要と認めた場合は、専門委員会を設置することができる。
(委員会の組織)

第10条 委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 センター総括安全衛生管理者
 - 二 衛生管理者
 - 三 安全衛生推進者
 - 四 安全衛生に関し経験を有する者 若干名
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の互選によって定める。
- 5 第1項第1号の委員以外の委員の半数は、職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならない。
- 6 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員が当センターの職員でなくなった場合は、委員の職を解任されたものとする。

(委員会の運営)

第12条 委員会は、少なくとも毎月1回開催するものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員長は、安衛則第23条第3項の規定に基づき、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。
- 6 委員長は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を職員に周知させなければならない。
- 7 その他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第13条 この要綱に係る事務は、企画・総務室において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。